

新型コロナウイルス感染症に関する 経済対策制度のご案内

町には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する各種支援制度があります。

【経営継続支援事業】

- ▶ 固定費支援事業 / 1月～3月のある1カ月の売上げが、平成30年2月以降の同月の売上げに比べ2割以上減少した事業者に対し、経営継続に必要な固定費の3カ月相当分(上限15万円)を支援します。
- ▶ 酒類提供停止加算 / 酒類卸売事業者および運転代行業者は、上記の固定費支援に一律10万円を加算します。
- ▶ 第三者認証奨励事業 / 北海道が推進する同制度の認証を受けた飲食店に、一律2万円を支給します

【新型コロナウイルス経済対策融資】

令和2年度実施の新型コロナウイルス経済対策融資の償還が厳しい中小企業の借り換えを支援します。

【弟子屈町産業等振興補助金】

まん延防止等重点措置終了後の経済対策として、以下の事業を実施します。

- ▶ てしかがふるさと割クーポン追加発行事業
- ▶ てしかが誘客推進事業 / 誘客のためのキャンペーンやイベント、広告宣伝に係る費用を支援します。

【復興チャレンジ補助金】

事業計画を提出した小規模事業者を対象に、店舗の改修や売上向上の取り組みに係る費用の補助を通して、「稼ぐ力」の強化を支援します。

- ▶ 補助金額 / 対象経費の3分の2(20万円上限)

※令和2年度に事業継続補助金を受給していない事業者が優先となります。

..... ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ先 / 役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

令和
4年度

『弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業 助成制度』事業者を募集します



町内に民間賃貸住宅などを建設、リフォームなどを行う方に対して、建設費用の一部を助成します。この制度は、多様なニーズに対応した良質な賃貸住宅などの建設を促進し、町民の住環境の向上および移住・定住の促進を図るための制度です。

● 「民間賃貸住宅等」とは

貸借人が賃貸人との契約に基づいて入居する住宅、従業員宿舎で町内に居住する個人または事業所を置く法人が、個人または法人が雇用する従業員との契約に基づいて入居するため所有する住宅です。

◇申請受付期間 / 7月29日(金)まで

◇助成額 / ・住戸専用面積1平方メートルあたりの助成金の額は2万円

- ・1戸あたりの限度額100万円
- ・1棟あたりの限度額1,000万円
- ・建設に伴う既存建築物の解体は工事請負契約額の50%以内(限度額100万円)
- ・リフォームは1戸あたり事業対象経費の10%以内(限度額20万円)

※申請が予算額に達した段階で募集を終了します。



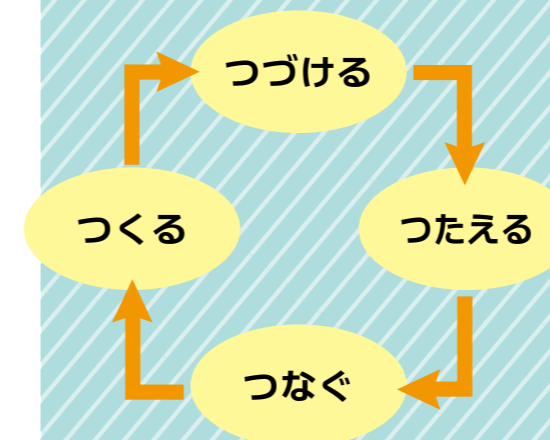
問い合わせ先 / 役場建設課建築係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)

弟子屈町 観光振興計画を策定しました!



行動指針

1. 自然と人の共生をバランスよくつづけよう
2. 再発見した弟子屈の魅力を訪れた人々につたえよう
3. 守ることと遺すことで弟子屈の価値を次世代につなごう
4. 挑むことと生み出すことで新しい弟子屈の価値をつくらう



町では、「弟子屈町観光振興計画」を策定しました。豊かな自然や人々の暮らしを守り続ける「弟子屈町らしい持続可能な観光」の指針の共有と実現に向けた取り組みを促進することを目的としています。町民と行政が共通認識を持つことで、実現に向けさまざまな取り組みを進めていきます。

観光は「総合産業」と言われています。経済・社会基盤が脆弱化する社会で雇用を生み出し、経済社会の発展の重要な役割を担う産業です。宿泊業や飲食業はもちろんのこと、農業、水道やガス、運送業、交通事業者などあらゆる産業への波及効果が大きく、全ての産業のけん引役となることが期待されています。

本計画は、地元の関係事業者に加えて、町民すべての心に残り、また訪れる人の共感を生みたいと考え策定しました。

「持続可能な観光」を実現するためには、豊かな自然を守るだけでなく、環境・社会経済・文化が共にバランスよく発展していくことが重要です。それは一人ひとりの日々の取り組みから始まるものです。

本計画では、マネジメント、社会経済、文化、環境の4つの分類に分けて、14の基本施策と26のアクションプランを記載しています。1つ1つのアクションプランには、今日からできる「町民アクション」を記載し、日々取り組める行動を提示しています。ぜひ、下記QRコード、もしくは町公式ホームページからご覧ください。

本計画の策定作業に携わった、町民や事業者の皆さん、貴重なご意見やご提案をいただいた皆さんに感謝申し上げます。

来月号以降も、観光振興計画に関する記事を掲載します。ぜひ、計画書をご覧頂き、町民の皆さんと行政と一緒にこの計画を進めていきましょう。

リンク先 役場HP ▶ <https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/9/teshikagakankoshinkokeikaku.pdf>



問い合わせ先 / 役場観光商工課観光振興係 ☎ 4 8 6 - 7 7 3 1 (課直通)